

生駒市災害廃棄物処理計画【概要版】

令和2年3月策定

計画の位置づけ

生駒市災害廃棄物処理計画は、生駒市に災害が発生した場合の廃棄物処理について、適正な処理と再生利用を確保するとともに、円滑かつ迅速に処理することを目的とし、平常時における事前対策と、災害発生後の各段階（初動期、応急対応期（前半）、応急対応期（後半）、復旧・復興期）に応じた対策についての基本的な方針を示すものである。

計画期間は特に定めず、適宜必要箇所を見直す。

検討対象とする災害

| | 対象災害 | 被害想定 |
|-----|-------------|-------------------|
| 地震 | 生駒断層帯地震 | 震度7、津波なし |
| 風水害 | 竜田川及び富雄川の氾濫 | 流域全体に12時間総雨量316mm |

実行計画の策定について

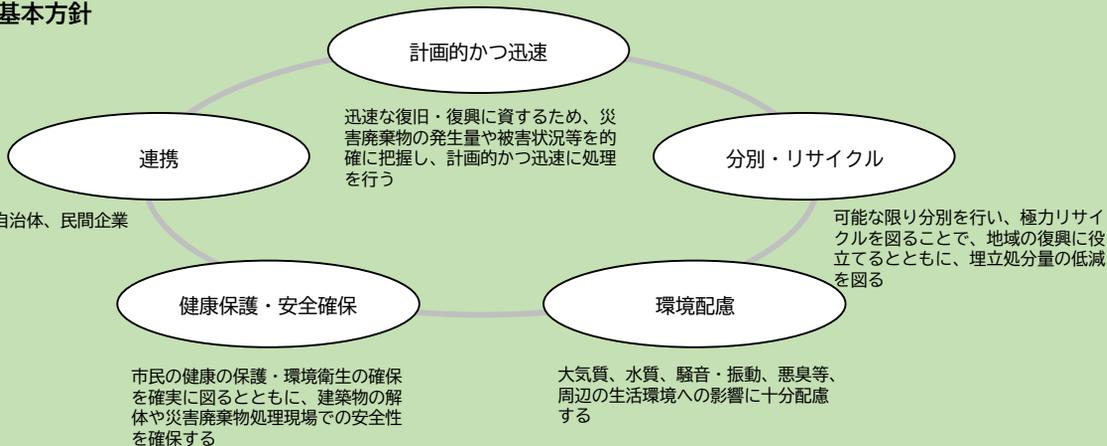
発災後は、速やかに被害状況や災害廃棄物の発生状況を把握するとともに、本計画に当てはめて処理方法やスケジュール等を検討し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

検討対象とする廃棄物

| | 対象廃棄物 |
|-----------------|--|
| 災害がれき（解体ごみ） | 可燃物/可燃系混合物、不燃物/不燃系混合物、コンクリートがら等、金属くず、木くず、廃家電（4品目）/小型家電/その他家電、廃自動車等、有害廃棄物/危険物、その他、適正処理困難物 |
| 災害に伴って発生するごみ・し尿 | 片付けごみ |
| | 避難所ごみ |
| | し尿 |

※日常生活で排出されるごみ・し尿は対象ではありません。

災害廃棄物処理の基本方針



生駒市の組織体制

大規模災害が発生した場合には、生駒市災害対策本部の指令に従い各部を設置する。このうち、救護衛生部の衛生班が主に災害廃棄物処理に関する業務を担当する。

また、本部事務局や土木部とも連携する。

<災害時の組織体制>



実行計画の策定

実行計画を策定する。

協力・支援体制

自衛隊・警察・消防、国、奈良県、災害時の協定等を締結している他自治体等、関係業界等と協力し、又は支援を要請する。

情報収集・連絡体制

災害対策本部から情報を収集し、関係機関等に周知する。定期的に新しい情報を収集・整理する。

市民への周知・啓発

ごみの排出ルール（分別方法、便乗ごみの排出禁止）、仮置場の設置・運営等の情報について、早期に発信する。

平時における研修・訓練の実施

本計画の内容について平時から職員に周知するとともに、発災時に本計画が有効に活用できるよう研修・訓練を継続的に実施し、人材育成を行う。

【本計画に関するお問合せ先】

生駒市 市民部 環境保全課

電話：0743-74-1111

ファクス：0743-75-8125

災害がれき（解体ごみ）

災害がれき発生量

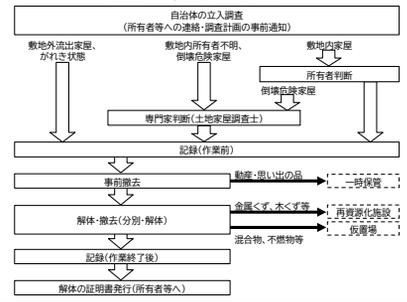
（単位：千トン）

| | | 可燃物 | 不燃物 | がら等 | コンクリート | 金属 | 木くず | 合計 |
|-----|-----|-------|-------|-------|--------|------|-------|----|
| | | 混合 | 混合 | | | | | |
| 地震 | 合計 | 143.7 | 155.4 | 427.7 | 53.7 | 43.1 | 823.6 | |
| | 竜田川 | 16 | 16 | 46.1 | 5.9 | 4.8 | 88.8 | |
| 風水害 | 合計 | 1.3 | 1.3 | 3.7 | 0.5 | 0.4 | 7.2 | |
| | 高麗川 | | | | | | | |

解体・撤去

発災直後は緊急車両等道路通行上支障がある場合は市が損壊家屋の解体・撤去を行う。
 損壊家屋の解体現場にて積極的に分別（木くず、コンクリートがら、金属くず等）したうえで、仮置場に搬入する。

<解体・撤去の手順>

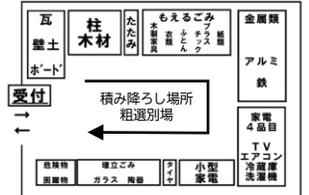


仮置場

被災現場から速やかに災害がれきを撤去するために、これらを分別・保管する場所として、公有地を中心に仮置場を設置する。仮置場候補地は計画内にリストアップしている。必要面積は、地震の場合251,000㎡、風水害の場合29,600㎡と見込まれる。

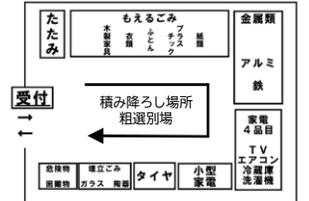
<レイアウト案>

地震時の例



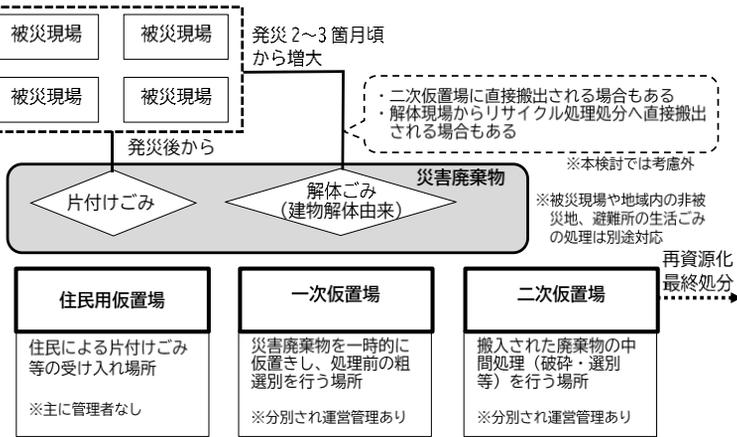
※建物解体物等は、別途設置

水害時の例



※建物解体物等は、別途設置

災害廃棄物処理の流れ



分別・リサイクル

災害がれきは可能な限り分別・選別を行い、リサイクルの推進を図るとともに、地域の復興に役立てる。解体・撤去時や各仮置場などで適正に分別することが重要である。

特別な対応・配慮が必要な廃棄物等

- 家電リサイクル法対象品目やパソコン、太陽光発電設備等は、国の通知等に基づいてリサイクル又は処理を進める。
- 廃自動車・バイクの処分には所有者の意思確認が必要となるため、関係機関等へ所有者の照会を行う。
- 有害性・危険性がある廃棄物は、関連業者へ協力要請を行い、処理ルートを確認する。
- 貴重品や思い出の品は保管する。

焼却処理

生駒市清掃センターで行うことを基本とするが、処理能力が不足と想定される場合は、協定に基づき広域処理や広域での仮設焼却炉の整備を行う。
 大規模災害時は焼却施設へ大量の大型ごみが搬入されると想定し、生駒市清掃センター処理可能量は発災後3年間で約3,000tと見込まれる。

最終処分

大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託することを基本とするが、関係機関と協議・調整のうえ、民間へ委託、広域処理を行う。

片付けごみ

片付けごみ発生量

被災した家屋から発生する片付けごみは、地震の場合20,518t、風水害の場合4,171tが見込まれる。

収集・運搬

- 被災地近隣に住民用仮置場を設置し、集積・一時保管を行う。
- 収集・運搬体制を片付けごみの収集に充てる。

処理

（生駒市清掃センター）

避難所ごみ

避難所ごみ発生量

避難所から発生する避難所ごみは4,277t/年が見込まれる。

収集・運搬

- 事業系一般廃棄物として、市が収集業者と別途協定を提携して収集する。

し尿

し尿発生量

避難所におけるし尿処理需要量は55,279L（避難者10,839人）

仮設トイレ必要設置数

仮設トイレは、60人/基使用として181基必要となる。

収集・運搬～処理

原則として平時どおり。（エコパーク21に搬入）